

施設基準等

当苑は、下記を実施するにあたり厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨を近畿厚生局長に届け出ている保険医療機関です。

項目名
障害者施設等入院基本料
特殊疾患入院施設管理加算
入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）
がん治療連携指導料
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
障害児（者）リハビリテーション料
医療機器安全管理料 1
診療録管理体制加算 2
データ提出加算
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院ベースアップ評価料50
歯科外来診療環境体制加算 1
歯科治療時医療管理料
初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準
在宅患者歯科治療時医療管理料
CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
クラウン・ブリッジ維持管理料
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

当苑は、1日に15名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が病棟に勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- ・ 8時～16時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は 5人以内です。
- ・ 16時～8時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は17人以内です。

当苑は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（朝8時・昼12時・夕18時以降）適温で提供しています。

令和 6年 6月 1日

四天王寺和らぎ苑